

# 島根県私立保育連盟慶弔規程

## (目 的)

第1条 この規程は、島根県私立保育連盟所属の会員の慶弔に関することを定めるものである。

## (対 象)

第2条 この規程にいう「会員」とは、規約第4条並び同条2項に定める施設及び施設長とする。

## (慶弔金の種別及び金額)

第3条 会員が、次に該当する場合には、祝金を贈る。

- (1) 保育事業に関して表彰を受けた場合は、理事会の決定による。
- (2) 施設を新築又は改築した場合は、10,000円とする。

- 2 保育園（所）が、火災、地震、水害などにより被災した場合は、適宜理事会にはかり見舞金を贈る。
- 3 会員の死亡のときは、生花、香料及び弔電などの費用として20,000円相当とし、適宜理事会にはかり決定する。

## 補 則

## (委 任)

第4条 この規程に定める以外に必要な事項、並びに規程の改廃については、理事会にはかり決定することができる。

- 2 前項のほか、緊急を要する場合には、会長の専決とし、理事会に報告するものとする。

## 附 則

この規程は、1988年4月1日より施行する。  
この規程は、全面改正し平成13年4月1日より施行する。  
この規程は、一部改正し平成27年4月1日より施行する。  
この規程は、一部改正し令和3年4月1日より施行する。  
ただし名称変更については令和4年4月1日より適用とする。  
(令和2年度第2回理事会承認)